

東京海洋大学青鷹寮規則

令和8年3月19日

海洋大規第33号

改正 令和8年3月31日 海洋大規第67号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（平成16年海洋大規第100号）第66条第2項の規定に基づき、東京海洋大学青鷹寮（以下「青鷹寮」という。）の運営、その他必要な事項について定めるものとする。なお、外国人研究者及び外国人教員（以下「研究者等」という。）による使用に関する事項は、別に定める。

（目的）

第2条 青鷹寮は、東京海洋大学（以下「本学」という。）の学生に生活、勉学及び交流の場を提供することにより、外国人留学生（以下「留学生」という。）を含む多様な学生の共同生活による異文化交流を通じたグローバルな教育環境の形成を図るとともに、研究者等に教育研究の利便性等を考慮した宿泊機能を提供することにより、本学の教育研究のグローバル化を推進することを目的とする。

（運営責任者）

第3条 青鷹寮の運営に関する責任者（以下「運営責任者」という。）は、学長が指名する副学長とする。

（所管委員会）

第4条 青鷹寮の運営に関する事項は、東京海洋大学学生支援委員会において審議するものとする。ただし、研究者等に関連する事項は、東京海洋大学グローバル教育研究推進委員会（以下「グローバル教育研究推進委員会」という。）において審議するものとする。

（居室区分、入寮者種別、位置、室数及び収容定員）

第5条 青鷹寮は品川地区に置き、居室区分、入寮者種別、室数及び収容定員は、次のとおりとする。

居室区分	入寮者種別	室数（収容定員）
単身用A	学生（留学生を含む）	48（48）
単身用B	学生（留学生を含む）	278（278）
単身用C	研究者等	10（10）
夫婦室	研究者等，留学生	10（20）
家族室A	研究者等，留学生	5（20）
家族室B	研究者等	1（4）

（入寮資格）

第6条 青鷹寮に入寮することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、研究者等については、別に定める。

- 一 本学に在籍する学部、専攻科、大学院の学生
- 二 本学に在籍する留学生及びその家族（配偶者及び配偶者のない子に限る。次号において同じ。）
- 三 その他運営責任者が適当と認めた者

（入寮の時期）

第7条 入寮の時期は、原則として4月及び10月とする。ただし、収容定員に欠員が生じた場合は、この限りでない。

（入寮申請及び許可）

第8条 入寮を希望する者は、入寮願に本学が指定する書類を添えて所定の期間内に運営責任者に願い出るものとする。

2 運営責任者は、前項に規定する希望者の中から、別に定める入寮者種別毎の基準に基づき選考し、入寮を許可する。

（入寮手続等）

第9条 入寮を許可された者は、指定された期日までに誓約書等の書類を運営責任者に提出し、入寮しなければならない。

2 入寮を許可された者が手続きを怠り若しくは指定された期日までに入寮しないとき、又は入寮選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、運営責任者は、その者の入寮許可を取り消すことができる。

（入寮期間）

第10条 青鷹寮に入寮する者（以下「入寮者」という。）の入寮期間は、次の各号に定める年数とする。ただし、運営責任者が運営上必要と認めた場合は、この限りでない。また、留学生については、グローバル教育研究推進委員会が定める基準（以下「グローバル委員会基準」という。）によるものとする。

- 一 学部学生 2年
- 二 専攻科学生 1年
- 三 大学院博士前期課程学生 2年
- 四 大学院博士後期課程学生 3年

2 第6条第3号による入寮者の入寮期間は、その都度定めるものとする。

3 第7条ただし書きによる入寮者の入寮期間は、原則、前入寮者の残存期間を限度とする。

（再入寮）

第11条 本学学部学生、専攻科学生、大学院博士前期課程学生で、第10条第1項第1号から第3号の入寮期間後（留学生については、グローバル委員会基準が定める入寮期間後）、再入寮を希望する者は、所定の期間内に運営責任者に願い出るものとする。

2 運営責任者は、前項に規定する希望者の中から別に定める基準に基づいて選考し、入寮を許可する。

3 再入寮者の入寮期間は、第10条第1項第1号から第4号のとおりとする。また、留学生については、グローバル委員会基準によるものとする。

（退寮）

第12条 退寮を希望する者は、退寮希望日の14日前までに退寮願を運営責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 退寮の承認を受けた場合は、退寮承認日から7日以内に退寮しなければならない。

3 その他、入寮者は、入寮資格を失ったとき又は入寮期間が満了した時は、速やかに退寮しなければならない。ただし、特別の理由がある時は、運営責任者は、退寮の猶予を認めることができる。

（退寮処分）

第13条 入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営責任者は退寮を命ずるものとする。

- 一 本学学生の身分を失ったとき。

- 二 第 10 条に定める入寮期間（留学生においてはグローバル委員会基準に定める入寮期間）を超えたとき。
 - 三 3 か月以上寄宿料又は第 16 条及び第 17 条に定める経費の納入を怠ったとき。
 - 四 長期にわたる休学又は留学が許可され、運営責任者が退寮の必要性を認めたとき。
 - 五 学業成績が著しく振るわないとき。
 - 六 疾病その他の事由により衛生上、青鷹寮の生活に適さないと認められたとき。
 - 七 停学処分を受け、運営責任者が退寮の必要性を認めたとき。
 - 八 青鷹寮において風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
 - 九 第 15 条第 2 号に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
 - 十 その他青鷹寮の管理運営上支障をきたす行為があったとき。
- 2 退寮を命ぜられた者は、退寮を命ぜられた日から 7 日以内に退寮しなければならない。

（他者宿泊の禁止）

第 14 条 入寮者は、他者を自室に宿泊させてはならない。この場合、他者とは他の入寮者も含まれる。

（施設、設備の保全の義務）

- 第 15 条 入寮者は、居室、居室内の備品、設備、共用施設、その他青鷹寮の施設を保全し、保健衛生及び災害防止に努め、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 運営責任者の許可なくして施設、設備及び備品等をその目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。
 - 二 故意又は過失により、施設設備等を滅失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
 - 三 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他青鷹寮の管理運営に必要な事項については、大学の指示に従い、積極的に協力すること。

（寄宿料等）

- 第 16 条 入寮者は、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則（平成 16 年海洋大規第 41 号）に定める額の寄宿料及び本学の定める入寮時預り金を、所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 寄宿料は、入寮又は退寮する日が月の中途である場合にあっても、当該月分として 1 か月分を納入しなければならない。ただし、入寮期間が 3 か月未満の短期で、月の中途において入寮又は退寮する場合、当該月の寄宿料については次の各号のとおり算定する。
- 一 月の中途における入寮期間（入寮及び退寮の月が異なる場合はそれぞれを足した期間をいう。次号において同じ。）が 15 日以内の場合は、その期間の寄宿料は月額半額とし、15 日を超える場合は、月額とする。
 - 二 月の中途における入寮期間が 30 日を超える場合は、30 日分については月額とし、30 日を超えた日数については、前号に準じた額とする。
- 3 第 1 項に規定する入寮時預り金は、入寮者の故意又は過失により発生した居室の修繕費用や未払いの寄宿料等に使用し、退寮時に残金がある場合は返還し、又は追加で徴収することがある。

（諸経費の負担）

- 第 17 条 入寮者は、前条に定める寄宿料等の他、自室（エリア内の共用スペースも含む）で使用する光熱水料等の経費を負担するものとする。
- 2 入寮者は、前項に規定する経費を所定の期日までに運営責任者の指定する者に納入しなければならない。

（退寮時等の居室等の点検）

第 18 条 入寮者は、退寮及び居室の変更に際し、居室及び居室内の備品、設備について運営責任者の指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

（庶務）

第 19 条 青鷹寮に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、学務部学生サービス課において処理する。なお、留学生及び研究者等の入退寮に関しては、学務部国際・教学支援課において処理する。

（雑則）

第 20 条 この規則に定めるもののほか、青鷹寮の運営に関し必要な事項は、所管委員会の議を経て、運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和8年海洋大規第67号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。